# 鹿児島市南部清掃工場余剰電力(非バイオマス電力)売却仕様書

鹿児島市南部清掃工場の余剰電力(非バイオマス電力)売却については、契約書に定めるもののほか、 この仕様書に定めるところによる。

#### 1 件名

鹿児島市南部清掃工場余剰電力(非バイオマス電力)売却

2 履行場所

鹿児島市谷山港三丁目3番地3 鹿児島市南部清掃工場

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

# 4 施設概要

- (1) 業種
  - 一般廃棄物焼却施設
- (2) 発電設備

蒸気タービン発電設備 定格出力 4,710kW

(3) 供給電気方式等

ア 電気方式 交流3相3線式

イ 標準電圧 20,000Vウ 計量電圧 20,000V

工 標準周波数 60Hz

オ 本線 1 本

(4) 接続電力系統

九州電力送配電株式会社

(5) 受給地点

鹿児島市谷山港三丁目3番地3所在の南部清掃工場1号柱に設置されている区分開閉器 (PGS) 電源側接続点

(6) 保安上の責任分界点 受給地点と同様とする。

(7) 電気工作物の財産分界点

受給地点と同様とする。ただし、余剰電力量を計量する送電用積算電力量計等は九州電力送配電株式会社の所有である。

## 5 契約内容

(1) 契約方法

単価契約

(2) 予定売電電力量

6,715,300kWh 資料1参照

この電力量は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの12か月間の非バイオマス電力の予定量であり、担保するものではない。

(3) バイオマス比率

6 8 %

南部清掃工場の過去3年間の実績の平均であり、担保するものではない。令和8年度は容量市場(発動指令電源)への参入のため、上限バイオマス比率を85%とする。なお、設定したバイオマス上限比率の範囲で、発注者がバイオマス電力を九州電力送配電株式会社に売却することを妨げるものではない。

(4) 供給期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

(5) その他

協同組合などを結成している場合で、その加入費及び負担金等が発生する場合は、他の電気事業者間の公平性を保つため、これらの経費を入札額に反映させることとし、契約後に請求しないものとする。

6 発電設備の認定状況

本施設は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」という。)第9条第4項に規定された認定発電設備である。

(1) 設備の区分

一般廃棄物発電設備(再エネ特措法施行規則第3条第30の3号)

(2) 調達期間

令和3年12月1日から令和23年11月30日まで(予定)

(3) 調達価格に係る補助金

該当なし

## 7 その他

(1) 売却する電力

本契約で売却する電力は、南部清掃工場の余剰電力全体から再エネ特措法第2条第3項第5号に定めるバイオマス電力を除いた電力であり、非バイオマス電力及び非バイオマス電力量は九州電力送配電株式会社より通知される。

(2) 非化石価値の提供

本契約で売却する非バイオマス電力は、非FIT非化石電源から発電される電力として認定を受け、「非化石価値」を有している。非バイオマス電力量と併せて、非FIT非化石証書にて「非化石価値」を提供する。非FIT非化石証書の種類は「非FIT再エネ指定なし」である。

# (3) 売電電力量の増減

予定売電電力量は、バイオマス比率、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態または故障等により変動する場合があるが、発注者はその予定売電電力量に拘束されるものではなく、何らの責務を負うものではない。

#### (4) 発電計画

契約後の給電申合書で発電計画の提出時期について定めるものとする。

#### (5) 託送供給に係る接続供給契約

- ア 余剰電力の供給のために別途受注者と九州電力送配電株式会社の接続供給契約が必要となる場合は、受注者の負担で九州電力送配電株式会社と接続供給契約を遅滞なく締結し、必要な書類の写しを発注者に提出するものとする。
- イ 九州電力送配電株式会社への接続検討の依頼は実施済であり、接続供給に必要な自動検針装置等も設置済である。発注者は、受注者が九州電力送配電株式会社と接続供給契約を締結する際に、 本契約期間に限って、受注者が接続検討回答書を使用することを認めるものとする。
- ウ 接続供給契約に必要な九州電力送配電株式会社による設備工事等の費用負担が生じた場合は、 発注者が負担するものとする。ただし、本契約の履行に際して受注者が必要とする設備工事費等 の費用については、受注者が負担するものとする。

# (6) バランシンググループ

本発電設備の非バイオマス電力について、受注者は発電契約者として、発電バランシンググループを形成し、九州電力送配電株式会社と発電量調整供給契約を締結するものとする。ただし、これによりがたい場合は、受注者が本発電設備を受注者以外の事業者が発電契約者となる発電バランシンググループに加入させるものとする。

# (7) 系統連系受電契約

- ア 受注者は、発電量調整供給契約に基づき、九州電力送配電株式会社を代理して、発注者との間で系統連系受電契約を締結するものとする。
- イ 発注者は、新たに系統連系受電契約を締結または既に締結している系統連系受電契約を変更する場合は受注者に申し出るものとし、受注者は発注者から申し出があった場合は、発電量調整供 給契約の変更を九州電力送配電株式会社へ申し出るものとする。
- ウ 九州電力送配電株式会社が発注者との系統連系受電契約を解約する場合、受注者は発電量調整 供給契約の変更を承諾するものとする。
- エ 発注者は、系統連系受電契約が消滅した後に接続された電気について九州電力送配電株式会社 が無償で受電することに承諾するものとする。
- (8) 系統連系受電サービス料金(以下、「発電側課金」という。)
  - ア 発電側課金については発注者の負担とする。
  - イ 受注者は、九州電力送配電株式会社との間に代理回収業務委託契約を締結し、発注者より支払 われた発電側課金を、受注者を通じて九州電力送配電株式会社に支払うものとする。
  - ウ 発電側課金については、毎月、発注者から受注者に支払うものとし、その都度、受注者から九 州電力送配電株式会社へ支払うものとする。
  - エ 受注者は、支払う毎月の電力料金と発電側課金額を相殺し精算することを原則とし、発電側課金額の内訳について、発注者へ通知するものとする。

- オ 受注者は、発電側課金、延滞利息及び契約超過金を九州電力送配電株式会社へ引き渡す業務を 九州電力送配電株式会社があらかじめ定める支払期限までに無償で行うものとする。
- カ 発電側課金額を電力料金と相殺できなかった場合に、受注者と発注者及び受注者と九州電力送 配電株式会社の間で合意がなされたとき、発電側課金を九州電力送配電株式会社が指定した金融 機関を通じて払い込み等により発注者から九州電力送配電株式会社に直接支払うものとする。

#### 8 協議

その他、仕様書に定めのない事項またはこの仕様について疑義が生じた事項については、九州電力送配電株式会社の定めに準ずるものとし、発注者と受注者で誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

## 9 資料

- (1) 資料1 令和8年度運転計画及び非バイオマス売電電力量計画
- (2) 資料2 令和4年度~令和6年度 月別受給電力量及びバイオマス比率実績
- (3) 資料3 令和4年度 時間別電力量(非バイオマス電力) 実績(kWh)
- (4) 資料4 令和5年度 時間別電力量 (非バイオマス電力) 実績 (kWh)
- (5) 資料 5 令和 6 年度 時間別電力量 (非バイオマス電力) 実績 (kWh)